

Tax - Account

第39号

平成27年1月23日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

ごあいさつ

本年がみなさまにとって、良い年となりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

確定申告のご準備をお願いします

今年も、個人の所得税・消費税の確定申告時期が近づいてまいりました。

申告期間は2月16日から3月16日まで（消費税は3月31日まで）ですが、どうかお早めにご準備をお願いいたします。（2月上旬までに必要書類をいただくと幸いです。）

例年ご準備いただいている書類のほか、不動産を譲渡した場合や住宅ローン控除を受ける場合には、所定の書類が必要となります。

また、生命保険・簡易保険などの満期や解約があった場合にも、その受け取りに関する書類が必要です。

確定申告が必要と思われるお客様には、ご準備いただく書類に関するご案内を送付いたします。

ご不明の点がございましたら、お問い合わせください。

個人住民税の特別徴収「義務化」について

個人の税金である所得税の確定申告は、毎年2月16日から3月15日までの間が受付期間になっています。（今年は、3月15日が日曜日なので、3月16日までです。）

確定申告とは、前の年の1月1日から12月31日までを計算期間として、収入・支出、医療費や寄付、扶養家族状況などから所得や納付すべき税額を計算して、期限までに申告書の提出と納税をする手続きであることは、ご承知のとおりです。

しかし、会社役員やサラリーマンなどの給与所得者の所得税については、毎月の給料からあらかじめ天引き（源泉徴収）されるとともに、年末調整によって精算されるため、一般に確定申告は必要ありません（給与の年収が2,000万円を超える人や、2か所以上から給与をもらっている人、給与以外の収入がある人などは、確定申告が必要です）。

天引きされた所得税の納税も年末調整も、勤務先がやってくれます。

これもみなさんご存じかと思います。

国に対して納める「所得税」は上記のとおりですが、居住している市町村や都道府県に納める「住民税」は少し方法が異なります。

市町村は、税務署から確定申告などのデータをもらい、これをもとに市（町村）税と（都道府）県税を計算して、納税通知書を本人に発送します。この納税通知書による納付は、6月、8月、10月、翌年の1月の4回（横浜市の場合）に分けて行います。これを「普通徴収」といいます。

（今年の6月に送られてくる納税通知書は「平成27年度分」ですが、計算は、平成26年分の所得に基づいて行われます。このことから、「住民税は1年遅れてやって来る」と表現されることもあります。）

住民税にも、給与所得者について特別のしくみがあります。文字どおり「特別徴収」といいます（※）。

所得税の源泉徴収と同じように、勤務先が給与から差し引き、本人居住の市町村へ納める方法です。こちらは、毎年6月から翌年5月までの12回に分けて納付がなされます。

市町村は、勤務先から提出される「給与支払報告書」という書類に基づき、各人ごとに税額を計算して、その税額を勤務先に通知しています。

この特別徴収ですが、なにぶん年12回（毎

月）納付の手続きが必要であり、かつ、従業員が居住している市町村が分散していると納付書も別々……ということで、一部では敬遠される傾向があります。源泉所得税だけは天引きして納付するけれども、住民税については普通徴収にして、従業員本人に納めてもらう、ということですが。

しかし、実は、法律上、給与に関する所得税を源泉徴収する義務がある者（会社を含みます）は、住民税も特別徴収する義務があることとされているのです。「所得税を源泉徴収する義務がある者」とは、「給与の支払をする者」のほとんどが該当します（該当しないのは、常時2人以下の「お手伝いさん」や「家政婦」のみに給与の支払をする者、だけです）。

したがって、實際上、すべての給与支払者には、住民税の特別徴収義務があります。

従来は、勤務先が提出する給与支払報告書に「普通徴収」と記載することによって、特別徴収を行わないことが比較的認められてきたように思いますが、ここに来て、全国の自治体が特別徴収の推進に動き出しました。

首都圏では、九都県市が連携協力して特別徴収推進の取り組みを進めることとし、知事・市長らによる「個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール」が平成26年11月20日に宣言されました。

これを受け、神奈川県と県内の全市町村は、平成28年度までに、要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定する取り組みを進めることとし、特に横浜市では、平成27年度（つまり、今年の6月！）から、個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底する、としています（横浜市に居住する従業員を雇用する横浜市外の事業者については平成28年度（平成28年6月）からです）。

これによって、ごく一部の例外を除いて、住民税の特別徴収は、法律どおり義務化されることとなります。

期限は若干異なりますが、千葉県や埼玉県でも、同様の取り組みが行われます。（ただし、東京都については、まだここまで強い内容の発表はされていないようです。）

当事務所にて、給与支払報告書の作成を行わせていただいているお客様で、上記に該当する場合には、個別にご案内申し上げます。

（※）住民税には、公的年金からの特別徴収制度もありますが、今回は割愛させていただきます。



発行：

株式会社Y&T会計事務所
田沢徳和税理士事務所

〒233-0013

横浜市港南区丸山台2-1-5

第2丸照ビル3階

TEL：045-847-4810

FAX：045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL: <http://www.tax-account.jp>